

明野地区 準備委員会だより

Vol.8

令和5年4月発行

<発行>

筑西市義務教育学校・
明野地区準備委員会



● スクールバス・通学路について

令和4年11月 PTA部会にて協議

令和4年9月27日から10月6日まで明野地区の5つの小学校にて、スクールバスの説明会を開催しました。その後、11月25日にPTA部会を開催し、説明会でいただいたご意見を参考に、以下のとおり見直しを図りましたので、お知らせいたします。

(1) 利用基準について

これまで：明野五葉学園までの通学距離が、道のりでおおむね3km以上の児童のみ

見直し後：バスの利用を希望する児童は、乗降所まで行けば誰でも利用可能とする

(2) 乗降所について（明野五葉学園から道のりで概ね3km以上の地点に設置）

これまで：21カ所

見直し後：23カ所（以下の2カ所を追加）

寺上野ゴミステーション（金泉寺西側）：寺上野等の児童の利用を想定

中上野セイコーマート：高津等の児童の利用を想定

● スクールバスに関する請願書が提出されました

令和4年12月

「子どもたちの安全安心な通学環境を考える会」代表 外367名から、以下のとおり請願書が提出されました。

請願事項

スクールバスの通学方法の再検討に関する請願【請願内容】抜粋

- 1 スクールバス利用基準を距離で決めるのではなく、海老ヶ島エリアは児童数も多く、中学生の自転車通学と時間帯も重なり危険が増すため、乗降所を新たに設けることを望む。
- 2 自警団の配置や通学路の安全確保を徹底していただきたい。

これを受けて、令和5年1月16日の明野地区準備委員会（全体会）で委員の皆様のご意見を伺った後に、改めてPTA部会で書面協議を開催し2月9日の幹事会で協議を行いました。

その後、3月23日に明野地区の市議会議員の皆様へ協議結果について報告いたしました。

協議結果

市内の他の地区でも、遠い所では4kmを歩いているところもあり、市内全体の通学状況や明野地区の海老ヶ島以外の地域とのバランスを考慮する必要がある。当委員会としては海老ヶ島に乗降所を設置するのではなく、通学路の安全対策を進めていくことで、児童生徒の通学上の危険を解消していく方針とする。自警団の配置については、地域と保護者で引き続き協力して、通学路の安全確保の検討を進めていく。

主な理由は以下のとおりです。

- ・海老ヶ島の児童が多いからという理由で乗降所を設置することは、同程度の距離を歩くことになる鳥羽地区等と不公平になる。
- ・スクールバスの目的は遠距離通学者の支援であり、危険と思われる場所の安全対策や通学時間をずらすなどの対応により対処していくべきではないか。
- ・自警団の配置については、保護者が誰かにやってくださいとお願いするものではなく、保護者が主体となり、地域の皆様の協力をいただきながら、地域全体で子どもの見守りを行っていくことが大切ではないか。

● 後期課程(7~9年生)の制服について

総務部会→オンライン投票

11月22日に制服製造メーカー3社によるプレゼンテーションが開催され、上位2作品に対して、明野地区の小学生から中学校1年生及びその保護者によるオンライン投票を実施いたしました。

右の写真の作品が明野五葉学園の制服の基本形として選ばれました。今後、冬服の微調整や夏服の検討を行っていきます。

決まり次第、改めてお知らせします。

男女共にスカート・スラックス、ネクタイ・リボン選択可です。



● 明野五葉学園スクールバス・通学路説明会について

教育委員会

スクールバスや通学路に関する説明会を下記の2日間開催いたします。どなたでも参加できます。

なお、資料は後程ホームページに掲載いたします。

◆令和5年4月26日(水) ◆令和5年4月27日(木)

午後6時30分～ 明野いきがいセンターにて

開催について



HP または ☎22-0191

● 学校の跡地利活用について

教育委員会

市では、令和4年10月に学校跡地利活用に関する基本的な考え方を整理した「学校跡地利活用基本指針」を策定しました。

また、この基本指針に基づく学校跡地の利活用の方向性について、12月14日(水)に自治会連合会明野支部役員会の皆様にもご説明しました。

この度、いただいたご意見を踏まえ、今後の具体的な取り組みを「学校跡地利活用計画」としてとりまとめましたので、ご意見・ご質問があれば、ぜひお聞かせください。

利活用の方向性

● 明野地区小学校4校(大村小・村田小・上野小・長譚小)

公共的・公益的団体や民間業者等による利活用を図ることとし、早期の事業展開を目指し、事業提案型の一般公募を実施する。(利活用募集期間：令和5年度～)

● 鳥羽小学校

学校敷地(13,776㎡)のうち、3,722㎡が借地となっていることから借地の返還を優先する。また、借地内に受変電設備があり、設備の移設・改修を行わないと建物を維持することができないため、建物を維持したうえでの利活用は図らないこととし、借地の返還及び建物解体後に、改めて利活用を検討する。

◆ ご意見をお寄せください ◆

右のQRコードから送信していただくか、明野支所に設置してある用紙にご記入のうえ、ご意見箱に投函してください。

協議の参考とさせていただきます。



令和5年5月31日まで有効

● 事務局からのお知らせ ●

- ・この会報は明野地区にお住まいの方を対象に配布しています。
- ・今後も会報や市ホームページで進捗状況をお知らせします。

【市ホームページ】
義務教育学校・明野地区準備委員会のページはこちら→



<問い合わせ> 筑西市教育委員会 義務教育学校整備課 TEL 22-0191 FAX 22-0185